

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課(室) 県土づくり本部農山漁村課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号	
許認可等の種類	失効した免許の効力復活	根拠条項	第34条第1項但書	
審査基準	過去実績がないので、当面審査基準は設けない。なお、許可の申請がなされた際に、審査基準を直ちに策定する予定である。			
	受付機関	農林事務所 土木事務所	処理機関	農山漁村課
	交付機関	農林事務所 土木事務所	標準処理期間	30日
			標準経由期間	10日
			目次	NO